

## 第 9 章

### ベトナムとASEAN諸国の経済関係

#### はじめに

1995年7月のASEAN加盟は、ベトナムが国際社会へ復帰するきっかけになったという点で、大きな意義をもつものとなった。ベトナムの首都ハノイや最大の都市ホーチミンなどにおいてASEANの会議が数多く開催されるなど、ベトナムと他のASEAN諸国との人的交流は急速に活発なものとなってきている。しかし、経済的側面からみたベトナムと他のASEAN諸国との関係は、ASEAN加盟後も必ずしも緊密なものとはなっていない。特に97年半ばに発生したアジア諸国の通貨危機という外部環境の変化により、ベトナムに投資を予定していたASEAN企業が計画を撤回するなど、ASEAN地域におけるベトナムの経済的影響力はむしろ低下しているように思われる。

本章では、ASEAN加盟後のベトナムを、経済的側面から分析することに主眼をおく<sup>(1)</sup>。まず第1節においては、ASEANにおけるベトナムの経済的位置づけを概観した後に、ベトナムおよび他のASEAN諸国それぞれにとっての、ベトナムのASEAN加盟の利益について考察する。第2節では、アジア諸国の通貨危機がベトナム経済に与えた影響について、輸出競争力と直接投資受入れの観点からみていく。第3節、第4節では、ベトナムに遅れてASEANに加盟した後発国の追上げと、ASEAN加盟後のベトナムが抱える制度上の課題について言及する。最終第5節では、本章のまとめを兼ね、ベト

ナムがアジアにおける分業ネットワークへ積極的に関与していくことの重要性を指摘する。すなわち、ベトナム経済の発展にとって、ベトナムがすでに組み込まれはじめているアジアの工程間分業体制のなかで、「競争」ではなく「協調」の場を見い出し、安価で豊富な労働力という自らの比較優位を最大限に發揮できる「組立・加工分野」に特化することが重要となるであろうことに言及していくこととする。

## 第1節 ASEAN加盟後のベトナム

### 1. ASEANにおけるベトナムの経済的位置づけ

1995年7月のASEAN加盟により、ベトナムは国際社会への復帰を達成した。90年代に入ってインフレ抑制に成功するにつれて外国からの直接投資も拡大し<sup>(2)</sup>、86年に始まった対外経済開放政策である「ドイモイ」(doi moi, 刷新) 政策が軌道に乗りはじめた。こうした成功を背景にベトナム政府は、ASEAN加盟によって経済発展のドライビング・フォースとしての海外直接投資受入れのさらなる拡大をはかったと考えられる。しかし90年代半ばにおけるベトナムに対する直接投資の拡大は、94年2月の米国の経済封鎖（エンバーゴ）解除や、ASEAN加盟直前の米越国交正常化により、これまで米国との関係からベトナム投資を躊躇していた西側先進国が、ベトナム投資に積極的になったことが、より大きな要因であるととられたほうが適切であろう。

1996年時点においても、ASEANにおけるベトナムの経済的位置づけは大きなものとはいえない（表1）。人口こそ7500万人とインドネシアに次いで第2位であり、ASEAN10<sup>(3)</sup>の15%を占める大きなマーケットであるといえるが、1人当たりGDPは300ドル程度<sup>(4)</sup>であり、シンガポールの100分の1以下、インドネシアやフィリピンと比較しても4分の1程度である。GDP総額もASEAN10の3%であり、ごく一部の富裕層は非常に高い購買力を有しては

表1 ASEAN諸国の経済指標（1996年）

	GDP (100万米ドル)	人口 (100万人)	1人当たり GDP (米ドル)	輸出額 (100万米ドル)	輸入額 (100万米ドル)
ブルネイ	4,977	0.3	16,813	2,329	4,689
インドネシア	225,857	198.3	1,139	49,814	42,929
マレーシア	98,106	21.2	4,628	78,178	78,424
フィリピン	83,533	71.9	1,162	20,543	34,701
シンガポール	94,063	3.0	31,354	125,016	131,335
タイ	184,112	60.0	3,069	55,721	72,322
ベトナム	23,510	75.3	312	6,807	10,154
ラオス	1,816	4.8	378	323	690
ミャンマー	109,923	44.7	2,459	884	1,827
カンボジア	2,960	10.7	290	644	1,072
ASEAN10	823,879	489.9	1,682	337,930	373,454
(ベトナムのシェア) %	2.9	15.4	18.6	2.0	2.7

(注) ブルネイのGDP、人口、1人当たりGDPのみ1995年。1人当たりGDPの数値のうち、ASEAN10の数値はASEAN10の平均、ベトナムのシェアはベトナムの1人当たりGDPのASEAN10平均に対する比率。

(出所) ADB, *Key Indicators of Development Asian and Pacific Countries 1997*/IMF, *Direction of Trade Statistics Yearbook 1997*／アジア経済研究所『アジア動向年報1997』。

いるものの、ベトナム全体としての購買力は人口規模を考慮すると必ずしも大きくなれない。輸出入額もASEAN10のそれぞれ2%、3%にすぎない。

また、他のASEAN9カ国との通商関係をみたとき、ベトナムの輸出入の対ASEAN9依存度は、1990年にそれぞれ13.8%、19.0%であったが、96年においてもそれぞれ14.1%、24.4%と、輸入の対ASEAN9依存度が5ポイント上昇したにすぎない。すなわち、貿易総額をみるとかぎりにおいては、ASEAN加盟によってベトナムの対ASEAN貿易が大きく変化したという傾向はみてとれない。

ただし、ASEANに加盟した1995年と96年を比較してみると、ASEAN9諸国のASEAN域内輸出額の伸びが13.4%<sup>(5)</sup>であったのに対し、ベトナムの対ASEAN輸出額は21.7%増となっている<sup>(6)</sup>。輸出額の伸び率だけをみると、ベ

トナムの対ASEAN輸出伸び率はASEAN全体の伸びの1.5倍以上となっている。これは、コメ、コーヒー、水産物といったベトナムの主力輸出商品である一次產品のASEAN諸国向け輸出が拡大したためである。一方、製造業分野でのASEAN諸国向け輸出の拡大は、ベトナムに進出（委託生産形式を含む）した日系企業やNIES諸国系企業の活動によるところが大きい。

このようにみると、ベトナムは成長率が高く、人口こそ大きく潜在的なマーケットとしては期待がもたれるものの、現時点での経済パフォーマンスは絶対水準が他のASEAN諸国と比較して格段に小さいことがわかる。

表2 ベトナムのアジア諸国との貿易

(単位：100万米ドル)

	輸 出			輸 入		
	1990	1996	1990～96 年平均成長率 (%)	1990	1996	1990～96 年平均成長率 (%)
ア ジ ア	1,015	3,597	23.5	1,009	9,396	45.0
日 本	340	1,829	32.4	169	1,251	39.6
中 国	8	280	80.9	5	926	138.7
韓 国	27	n.a.	n.a.	53	1,764	79.4
香 港	243	179	-5.0	197	661	22.4
台 湾	29	288	46.6	41	1,294	77.8
ASEAN	349	980	18.8	541	3,339	35.4
ブルネイ	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
インドネシア	15	93	35.5	10	260	72.1
マレーシア	5	137	73.6	1	355	166.1
フィリピン	57	151	17.6	4	136	80.0
シンガポール	195	397	12.6	497	1,888	24.9
タ リ イ	52	60	2.4	17	526	77.2
カンボジア	9	112	52.2	8	26	21.7
ラ オ ス	16	30	11.0	4	148	82.5
ミ ャンマー	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
世 界	2,524	6,933	18.3	2,841	13,668	29.9

(出所) IMF, *Direction of Trade Statistics Yearbook 1997*.

## 2. ベトナムのASEAN加盟による各国の利益

次に、ベトナムがASEANに加盟したことによる、ASEAN各国の利益について見てみよう。ベトナムにとって、ASEAN諸国は地理的にも非常に密接な関係にあるが、経済的関係に目を移してみると、ベトナムの関心は必ずしもASEAN諸国一辺倒ではなく、日本、米国、韓国、台湾といった、より経済発展水準の高い国々・地域との関係を重視していることがわかる。これは、ベトナムの主要な貿易相手国や投資受入先が、日本、台湾、韓国、中国や、最近ではエンバーゴの解除された米国などとなっていることからも一目瞭然である。そのため、ASEAN 6 諸国にとって、ベトナムが「共同体の一員」であるとの認識は低い<sup>(7)</sup>。彼らにとってベトナムは、ASEANにおける「信頼できるパートナー」というよりも、経済成長のために投資を行ってくれる国であれば、どの国に対しても良い顔をしてみせる「八方美人」と映っており、現時点では、ベトナムはASEAN諸国の経済発展のために大きな貢献はしていない、という認識が強い。

事実、現時点ではベトナムのASEAN加盟は、ベトナム側にとっての利益のほうが、他のASEAN諸国にとっての利益よりも大きいといえるであろう。ベトナムをASEANに取り込むことによる他のASEAN諸国の利益は、第1に、加盟国数が拡大することにより国際舞台での発言力を高めることができること、第2に、共産勢力への対抗勢力としてのASEANから、経済的利益を中心とした組織への転換を国際社会へアピールし、投資先としてのASEANの魅力を向上させることができること、の2点である。

しかし、第1点目についてみると、ASEANは国際交渉の場ではEUほどには協調して交渉に望むということではなく、時には大きく意見が対立することもあるため<sup>(8)</sup>、ベトナムがASEANに加盟したことによって、さらに一致団結して国際交渉に望むという姿には必ずしもなっていない。また、第2点目については、すでにベトナムがASEANに加盟する以前から、シンガポール、

マレーシア、タイなどは急速な経済成長を開始しており、ベトナムのASEAN加盟が彼らに大きな付加的利益をもたらしたという認識は低い。むしろ、ASEAN 6 諸国が作り上げてきた貿易自由化のフレームワークである ASEAN自由貿易圏（ASEAN Free Trade Area: AFTA）協定にベトナムが「ただ乗り」し、自らの利益を奪われるのではないかという警戒心のほうが強くなっているのが現状である。

ASEAN諸国の中で、ベトナムとの経済関係が最も親密であるシンガポールは、ホーチミン市北東部のソンベー省に、合弁の工業団地を建設し、特に製造業分野におけるシンガポール企業の投資誘致を行っているが、シンガポールを除く他のASEAN諸国とのベトナムとの経済関係は、シンガポールほどは緊密なものではない。シンガポールからベトナムに対する直接投資額も、1997年には通貨危機の影響もあって減少傾向にある。

一方、ベトナムのASEAN加盟による利益は、ベトナムにとって非常に大きなものである。第1の利益としては、ASEAN加盟を通じて国際社会への復帰を明確にすることにより、1990年代に入って急速に進展した経済成長の持続を可能にしたことである。すなわち、海外の投資家の信任を獲得し、外国資本の流入を加速させることを通じて、開発にあたってのインフラストラクチャー建設、産業における設備投資のための「資本の制約」から逃れるための、大きな契機になったということである。

第2に、ASEANという、すでに出来上がったシステムに便乗することによって、自ら制度を構築する時間と費用を削減できるという「後発者の利益」を最大限に活用することができた。これは、社会主义体制下において長期間続いていた非効率な制度や経済システムを、短期間で資本主義経済システムに修正するための、手っ取り早い方法であった。また、「ASEAN」という国際的組織における合意事項に基づいた自由化は、急速な対外開放に消極的な国内の守旧派に対しても説得力をもつ材料となったのである。

このように、ベトナムのASEAN加盟は、他のASEAN諸国にとってよりも、ベトナム側により大きな利益をもたらした。しかしそれにあっても、

ASEAN加盟に伴って生じるマイナス面も少なくない。例えば、AFTAに参加することによって、ベトナムは共通実効特恵関税（Common Effective Preferential Tariff: CEPT）制度に基づき、2006年までにASEAN域内での貿易取引に対する関税を0～5%に引き下げなければならないが<sup>(9)</sup>、AFTAを通じた急速な国内市場の開放は、国営企業を中心とする生産性の低い国内企業の競争力向上を短期間で実現しなければならないという課題を浮き彫りにした。

また、1996年におけるベトナムの輸入に占める他のASEAN諸国からの輸入は、輸入総額の4分の1を占めているが、関税引下げに伴う税収の減少<sup>(10)</sup>は、開発財源の限られたベトナムにとっては、深刻な問題となることが懸念されている<sup>(11)</sup>。税収確保の観点からベトナム政府は、96年11月に外国投資法を改正した際に、建設資材などについては国内調達が可能となったことを理由に、外国からの免税輸入を制限する政策を打ち出した。しかし、既得権の侵害であるとする外国企業からの反発により、決定を撤回せざるを得なくなり、税収確保の手段を一つ失うことになった。このように政策の変更を過去にさかのぼって適用する点が、外国企業がベトナム政府を信用できないと思わせる大きな要因となっているが、おそらく外国企業に対する特典は徐々に制限される方向に進むものと考えられる。

さらにベトナム政府は、脱税を防止して税収を確保するため、1999年1月より現在の売上税に代えて付加価値税を導入することを決定したり、アジアの通貨危機で活発となった密輸の摘発に力を入れるなど、税収構造の改善に力を入れはじめている。

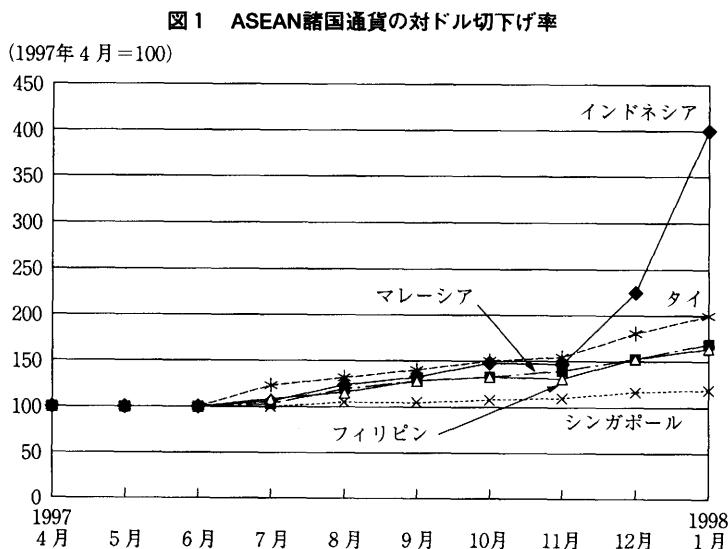
## 第2節 アジア通貨危機がベトナムに与えた影響

前節では、ASEANにおけるベトナムの位置づけと、貿易自由化がベトナムに与える影響について概観したが、本節では、成長を続けてきたベトナム

経済に大きな影響を与えることとなったアジア諸国の通貨危機について、輸出および直接投資受入れの観点からみていくことにする。

アジア諸国における通貨危機発生により、ベトナムの周辺国は、軒並み通貨の切下げに直面した(図1)。1997年6月末までは比較的安定的であったASEAN諸国の通貨は、同年7月から急速に減価はじめ、98年1月末までの7ヵ月間において、対ドルでみたタイ・バーツの価値は半分に、インドネシア・ルピアの価値は4分の1にまで低下した。比較的影響が軽微であったマレーシア、フィリピン、シンガポールも、20~60%程度の為替レートの減価を経験した。

こうした急激な為替レートの減価は、工場における資本財や部品などを依然として外国からの輸入に頼るASEAN諸国にとって、輸入価格を大幅に上昇させて「輸入インフレ」を引き起こし、さらに輸入の減少に伴って国内工場の操業縮小を引き起こすこととなった。これにより、ASEAN諸国の国内



(注) 数値はいずれも各月末時点のもの。

(出所) IMF, *International Financial Statistics*, 各月版。

市場は急速に縮小し、国内市場向けに製品を生産することを目的にASEAN諸国に進出した外国企業は、次々と生産縮小あるいは撤退に追い込まれることとなった。

こうしたASEAN諸国の通貨切下げは、ベトナム経済にいくつかの影響を与える結果となった。まず第1にあげられる点は、為替レートの減価に伴うASEAN諸国の輸出競争力の上昇である。アジアにおいては、貿易の決済通貨としてドルへの依存度が依然としてさわめて高いが<sup>(12)</sup>、自国通貨の切下げにより、ASEAN諸国製品の国際市場におけるドル表示での価格が低下し、価格競争力を強めることとなった。一方で、ドルに対して為替レートを安定させているベトナムは、ASEAN諸国と比較して輸出製品の価格競争力が大きく低下することになった<sup>(13)</sup>。例えば、ベトナムの主要な輸出品であるコメの価格は、タイ・バーツの下落によりタイ産のコメの価格を上回るようになっており、輸出の減少が懸念されている。

ベトナムの為替レートは、完全なペッグ制ではなく、従来は中央銀行が定める公式レートから上下5%の幅で商業銀行が自由にレートを決めることが可能であったが、周辺のASEAN諸国の通貨が急速に切り下がり、ベトナム製品の国際市場における価格競争力が低下したことを見て、ベトナム中央銀行は1997年10月14日より、上下10%までの変動を容認することを決定した。しかしその後もASEAN諸国通貨安が続いている、ベトナム政府としては、為替レートの変動幅をさらに拡大させる必要に迫られている。

しかし為替レートの切下げに付随して生じる影響として、債務の拡大の問題を考慮しておく必要がある。長期的にみると、為替レートの引下げは、1994年12月に開催された対ベトナム支援国会合以降に拡大している外国からの援助を返済する際に大きな負担となってくることが予想される。現在は返済据置き期間であることから短期的な影響は表面化しないものの、輸出競争力を拡大させるために為替レートを切り下げるることは、ベトナム・ドンベースでみた債務総額を拡大することとなり、今後の公的・民間資金フローに対してネガティブな影響を与えかねない。

第2に、アジアの通貨危機はベトナムに対する外国投資に大きな影響を与えることとなった。1997年におけるベトナムの外国投資認可額は、前年比35%減の55億ドル<sup>(14)</sup>となり<sup>(15)</sup>、88年に外国投資法が施行されてから初めてのマイナス成長を経験した。これは、通貨危機の影響により、シンガポール、台湾、香港などからの投資が前年比で半減したことが最大の要因である。すでに96年までに認可を受けたプロジェクトが実行に移されれば、今後1~2年は実態としての投資は続くものと考えられるが、最近では認可を受けたプロジェクトが認可取消しを申請するケースも現われてきている。認可を受けたプロジェクトの撤退が相次ぐことになると、これまでベトナムが築き上げてきた信任が失われることとなり、経済発展のための資金的裏づけを一気に失うこととなりかねない。特にベトナムの投資認可額の約4分の1（1996年末時点）を占めるASEAN諸国からの投資は実行率がきわめて低く（世界全体からの投資実行率が34%であるのに対し、ASEAN諸国からの投資実行率は22%），これらの投資プロジェクトが実行に移される前に撤退という事態となると、ようやく構築されはじめたベトナムとASEAN諸国の経済的結びつきが再び弱いものとなる恐れがある（表3）。

一方で、1997年半ばまでに、家電や自動車などの分野に対する投資認可が

表3 ASEAN諸国のベトナム投資  
(1996年末現在)

	認可額	実行額	未実行率 (%)
インドネシア	333.0	73.1	78.0
マレーシア	1,076.9	531.5	50.6
フィリピン	177.2	54.5	69.2
シンガポール	4,962.3	743.1	85.0
タイ	696.1	162.0	76.7
ASEAN計	7,245.5	1,564.2	78.4
世界計	26,400.4	8,888.1	66.3

（出所）Statistical Publishing House, *Statistical Yearbook 1996*.

過剰であったことも、外国投資家のベトナム政府に対する不信感を高める結果となってしまった。これらの分野に対する直接投資は、ベトナムの将来的な市場拡大を見込んだ国内マーケット向け生産を目的としていたが、過剰な投資が製品の在庫を拡大させることとなり、現在ではベトナム政府は自動車や家電製品の組立工場に対する投資認可手続きを抑える傾向にある。

アジア諸国が経済成長を続けている時期には、安価な労働力で生産したベトナム製品をアジア諸国に輸出するという道も考えられたが、アジアの通貨危機により国際市場における競争が激化した現在では、ベトナム国内での生産を縮小せざるを得ない状況となっている。特に、テレビや扇風機などの家電分野においては、近代化の遅れた国営企業とのバッティングが生じ、国営企業の雇用を維持するために、いわゆる「ベトナム製品購買運動」(Buy Vietnamese) の動きが起り、外国企業の経営を大きく圧迫することとなった。

さらに、対ドル為替レートが切り下がったタイなどで家電製品を調達すると、ドル表示での製品価格が低下し、販売マージンが拡大することに目をつけた密輸業者が、タイからの密輸を活発化させている<sup>(16)</sup>。ベトナム政府は密輸の摘発に力を入れ、税収の確保と国内メーカーの雇用の確保に懸命であるが、密輸はさらに拡大する傾向にあるといわれている。その結果、ベトナムで家電製品を販売する外国メーカーは、密輸された自社製品に対して、正規輸入品が価格競争力をもてなくなるという事態が発生している。

しかしこのように通貨危機の影響を大きく受けるなかで、すでに外国からの投資によって家電製品の生産が開始されていたベトナムは、周辺のカンボジア、ラオス、ミャンマーほどには大きな影響を受けなかった。アジアの通貨危機の影響を最も強く受けた国の一つであるタイでは、国内市場の縮小に伴って、外国資本による家電や自動車工場が生産を大きく縮小させることになったが、従来であれば、国内市場の若干の景気変動によって在庫が拡大した場合は、それらを周辺のカンボジア、ラオス、ミャンマーなどへ輸出することにより、在庫圧縮を行うことが可能であった。タイの周辺国は、いわばタイの「在庫調節弁」の役割を果たしていたとみることができるのである。

しかし通貨危機により生産が縮小すると、「在庫調節弁」としての役割がなくなり、むしろタイからの輸入が途絶えてしまい、家電製品の価格が上昇することとなった。一方で、すでに外国企業が家電製品の生産を開始していたベトナムでは、前述のように過剰投資のために在庫こそ拡大したものの、供給不足に陥るという事態は免れることができた。すなわち、経済的離陸のわずかな差が、ベトナムとカンボジア、ラオス、ミャンマーとの格差を明確なものとしたのである。

### 第3節 ASEAN新規加盟諸国の追上げ

前述のように、アジア通貨危機によって、タイ、インドネシア、マレーシアといったベトナム周辺のASEAN諸国は、為替レートを切り下げるることを通じて国際市場におけるベトナムの競争相手となっている。さらには、ベトナムに遅れてASEANに加盟し、経済成長を達成しようとしている後発国も、通貨危機の影響を受けながらも猛烈にベトナムを追いかけはじめている。1997年7月にラオス、ミャンマーがASEANに加盟し、カンボジアも98年7月の総選挙によって政権に対する信任が得られれば、同年末までにASEAN加盟が実現するものと考えられている。これらの国々は、ベトナム以上に安価な労働力を武器に、工業団地の建設をはじめとするインフラの整備や投資関連制度の整備を進め、外国からの投資誘致に意欲をみせている。

徴税システムが十分に確立していないこれら3カ国にとって、外国企業に対して税制優遇など多大な投資インセンティブを与えることは、ベトナムと同様、税収確保の道を自ら閉ざすこととなるため、投資インセンティブは周辺諸国と同水準とせざるを得なくなっている。しかし、投資にあたってのインフラ整備や投資認可手続きの簡素化に力を入れ、先行するベトナムに追いつくべく、急速な改革を展開しているのである。

例えばミャンマーは、首都ヤンゴンの北東部に三井物産との合弁で急ピッ

チで建設を進めている工業団地（ミンガラドン工業団地）をはじめとして、2002年までに合計で1480ヘクタールの工業団地を建設する計画をもっている<sup>(17)</sup>。カンボジアも第2の都市シアヌークビルに工業団地を建設し、アジアにおける交通の要衝としての利点を活かして国際分業の一翼を担うべく、計画を進めている。内陸国ラオスは、工業団地建設の計画こそまだないものの、第4の都市タケークをその候補としてマスター・プランを作成するための準備を進めている。開発にあたっての資源に制約のある後発の途上国は、工業団地など限られた地域に集中して資本を投下し、外国企業に生産活動の場を提供することを通じて、雇用の確保、外貨の獲得をはかろうとしている。

また、カンボジアやラオスでは、外国投資の認可当局が、工業団地内外を問わずワンストップ・サービスを提供できるよう、投資認可手続きを簡素化する努力を行っている。近年では、投資認可手続きの煩雑性を嫌った企業が対ベトナム投資計画を撤回するといった動きをみせており、人件費が安いことに加えてワンストップ・サービスを提供する国が周辺に現われたことは、外国投資にかけりのみえるベトナムにとって、大きな驚異となってくるものと考えられる。

加えて、ベトナムを除く他のASEAN各国は、ベトナムのASEAN加盟よりもラオス、ミャンマー、カンボジアの加盟の後押しに熱心であったように思われる<sup>(18)</sup>。例えばラオスはタイとの経済的結びつきが強く、タイ・バーツが利用可能であることからも、ASEAN加盟にあたってタイの支援が大きかった。ミャンマーについては、ASEAN加盟にあたり、ヤンゴン政府の人権抑圧に対して西側諸国からASEAN加盟に対して否定的な意見が相次いだが、ASEAN諸国が熱心な支援を行った。1997年7月の内紛によってASEAN加盟が延期となったカンボジアに対しても、ASEAN諸国がラナリット前第一首相とフン・セン第二首相の間に入り、関係修復に動くなど、「ASEAN10」の完成に対して非常に高い優先順位をついている。

実際、ラオス、ミャンマー、カンボジアの3カ国は、経済規模こそ小さいものの、これら3カ国に対する他のASEAN諸国の期待は小さくない。例え

ばミャンマーやカンボジアは、地理的にタイ企業あるいはタイに進出している外資系企業のサテライト工場として、安価な労働力をを利用して組立を行うことも可能である。また、ASEAN諸国はミャンマーに対して、インド洋に向かた玄関口としての役割を期待している。

現在ベトナムは、ダナンを核とした中部地域の経済開発に力を入れているが、この地域が開発されれば、ラオスやカンボジアとの経済交流も視野に入ってくるものと考えられる。今後は、後発3カ国との経済関係を緊密化させるとともに、一足先に経済的に離陸を開始したことを武器に、製造基盤に厚みを増し、人件費のより安価なラオス、ミャンマー、カンボジアなどとの棲み分けをはかっていかなければならない。

#### 第4節 急がれる制度調整

このように、周辺諸国がこぞってベトナムの競争相手となっていることに加え、ベトナム自身が抱える構造的問題が、持続的な経済成長にあたっての大きな障害となっている。そのなかでも大きな問題として、本節では労働者の賃金の問題と、法制度の運用面での問題について考えてみたい。

##### 1. 賃金の上昇

ベトナムに投資する外国企業にとって、ベトナムの最大の魅力は、豊富で手先の器用な労働力が非常に安価に利用できるというところにある。しかし、近年では都市部の外資系企業で働く労働者の賃金上昇が著しく、ベトナムの魅力が薄れはじめている。1996年7月に改定された、外資系企業で働く労働者の最低賃金は、ハノイ市、ホーチミン市においては月額45ドルと定められているが、ベトナムで最も成功しているといわれるホーチミン市のタン・トゥアン輸出加工区における一般的な工場労働者の給与は、月額200ドル程度

にまで上昇しており<sup>(19)</sup>、ASEAN諸国の中でも、インドネシアやフィリピン、タイなどにおける未熟練労働者の賃金とさほど変わらなくなってきた。さらに職長クラスやマーケティングも行えるホワイトカラー層の給与は、未熟練労働者以上に急速に上昇しており、一部では他のASEAN諸国以上に賃金が高騰しているともいわれている。

これは、外資系企業のニーズを満たす、職業訓練教育を受けた労働者の数が不足しているため、需要が供給を上回っているということに加え、輸出加工区や工業団地の運営会社が、進出企業に代わって労働者を集め際に中間マージンを取り、これが国や地方政府の収入となっているためである。現在では進出企業は新聞広告などを通じて独自に労働者を募集することが可能となっているものの、応募してくる未熟練労働者が、自社の求める水準の能力を有しているかどうかを測定することは長い時間を要することもあり、進出企業にとっては想定外のコストとして大きな負担となっている。

このように、ベトナムの工場労働者の賃金は急速に上昇しているといわれているが、人口の8割が住む農村部には依然として潜在的失業者が多く、こうした人々を工場労働者として活用できるようにするためのシステムの構築が不可欠である<sup>(20)</sup>。今後は、地域間の労働移動の流動化を促すとともに、職業訓練教育の充実などを通じて、外資系企業のニーズに見合ったスキルを有する工場労働者の供給量を増やし、賃金上昇を抑えながら、ベトナムの最大の魅力である勤勉で手先の器用な労働力を活用しやすい環境を整えていくことが求められている。

## 2. 不透明な法制度の運用

ベトナムが抱える制度上の第2の問題点は、法制度は整備されていても、その運用が不透明である点をどのように解決していくかということである。特に、ベトナムがASEAN諸国をはじめとする貿易・投資のパートナー国との経済関係を緊密化させていくためには、各種制度を国際水準に整合させる

ための調整が不可欠である。そのためここでは、外国資本の導入促進の観点から重要と考えられる外国投資認可手続き、知的財産権制度の保護、貿易・関税制度の国際水準への調和について見てみたい。

第1に、ベトナムにおける投資認可手続きの煩雑さと、それに伴い認可までに長期間を要するという事実は、外国企業がベトナム投資を敬遠する最大の問題点となっている。体力があり、投資の分散が可能な大企業はともかく、今後ベトナムの「サポーティング・インダストリー」（部品生産や加工などを行う裾野産業）形成にあたって大きな期待のかかる中小企業にとっては、ベトナムの投資認可手続きの煩雑さは、大きな障害となっている。特に、大きな問題となっているのは、投資にあたっての条件がnegotiable（交渉しだい）であるという事実である。市場経済化を推進するベトナム政府のなかには、投資認可にあたって、ベトナムの雇用や外貨獲得に大きな貢献をする企業に対しては、交渉しだいで外国投資法の規定以上に大きな優遇措置を与えるケースがあり、「投資認可もあくまで競争である」との姿勢をとっている。しかしこうした事実は、有利な条件を得られない企業にとってはきわめて不公正な措置と受け取られる。特に雇用規模や売上げ規模が小さい中小企業は、ベトナム政府から有利な条件を提示してもらうための材料をもち合わせておらず、結果としてベトナム進出のインセンティブがそがれてしまう。日本や欧米の企業と異なり、中小企業が中心のASEAN諸国の場合、投資認可手続きが不公正であると、密接な関係を構築することが難しくなっていくであろう<sup>(21)</sup>。

第2に、知的財産権の保護について見てみよう。ベトナムでは、特許や著作権、商標などは、民法などにおいて保護規定が設けられているが、運用面では必ずしも十分な成果があがっておらず、外国企業の投資インセンティブ低下の一因となっている。特に問題となっているのが、商標と著作権の保護の問題である。ベトナムの至る所で、外国企業の商標が無断で使用されたり、違法コピーされた映画ソフト、コンピュータ・ソフトなどが販売されている。最近ではベトナム政府は違法コピーされたコンピュータ・ソフトな

どについては、取締りを厳しくしているようであるが、知的財産権一般に対する保護措置が適正でないため、権利を有する企業側の機会損失が大きくなっているのが現状である。ベトナムでは一般民衆レベルでの知的財産権に対する意識が依然として低く、今後の啓蒙活動が重要となっている。

第3に指摘されるのが、貿易・関税制度の国際的調和の問題である。ベトナムには、数多くの輸入制限措置や、輸入制限的な高関税品目が存在しているが、ASEAN加盟に伴うAFTA/CEPT協定参加に基づき2006年までに関税の引下げや非関税障壁を撤廃することが、はたして可能であるかということが大きな疑問となっている。特に、サポートインダストリーが未成熟なベトナムにおいては、企業の生産活動にあたって原材料や部品の輸入が不可欠であるが、この分野の関税率が高いままでは、ベトナム製品の国際競争力を低下させることにつながりかねない。また一方で、AFTA/CEPT協定に基づき2006年までにASEAN域内取引の関税率が0～5%に引き下げられるまでに、国営企業が国際水準に見合う程度までに近代化を達成できるかについては、先行きは必ずしも明るくない。

今後、1998年からのAPEC加盟や将来のWTO加盟を通じて、貿易自由化を急速に進めざるを得ないことを考えると、現在の不透明な行政手続きが大きな障害となるおそれがある<sup>(22)</sup>。現在、周辺のASEAN諸国も外国からの投資誘致に必死であり、AIA(ASEAN Investment Area)構想を掲げて2010年までにフレームワーク作りを行い、2020年までにASEAN域内の投資を自由化することで、各国が合意をみている。これにより、ASEANワイドでより自由な資本の流れが生まれることとなり、ASEAN域内では投資誘致のインセンティブに大きな差異がなくなるものと予想される。その結果、他のASEAN諸国すべてがベトナムの強力な競争相手になる可能性がある。こうした動きは、94年のインドネシアにおける第6回APECの非公式首脳会議における、「途上国は2020年までに自由化を達成する」(ボゴール宣言)という流れにそったものであり、ベトナムは早晚世界大での資本の自由化の流れに同調せざるを得なくなるものと考えられる。

現時点においても、すでに外国企業に対する投資インセンティブは ASEAN各国で大差がなく、今後外国企業が投資先を選定するにあたっての基準は、「安価で良質な労働力が継続的に確保できるかどうか」、「迅速な投資認可をはじめ、柔軟な企業活動が保証されているか」、「サポートイング・インダストリーの存在など、技術基盤が整っているか」といった点に重点がおかれるようになるであろう。その意味では、ベトナムは賃金の上昇、不透明で時間を要する投資認可手続き、サポートイング・インダストリーの未成熟など、投資先としての要件不足をすべて抱えており、今後こうした問題をどのように解消していくかが、緊急の課題となっている。

## 第5節 アジアにおける分業ネットワークへの参加の重要性

これまでみてきたように、今日のベトナムを取り巻く経済環境は、1990年代前半と比較すると、きわめて厳しいものとなってきている。今後、ベトナムが高い成長率を維持していくためには、周辺のASEAN諸国と「競争」していくよりも、分業ネットワークを構築することによる「協調」を進めることが得策であると考えられる。すなわち、AFTA/CEPT協定における関税引下げ計画の遵守や、投資認可手続きの透明性確保などを通じてアジアにおける分業ネットワークへの参加機会を確保し、共存をはかっていくことが必要である。本節では、ベトナムがすでにアジアにおける分業ネットワークへ組み込まれている実態を確認することを通じて、ベトナムの今後の方向性を示唆することで、本章の締めくくりとしたい。

### 1. アジア分業体制におけるベトナムの位置づけ

ベトナムに投資をする外国企業の事業内容をみると、そのほとんどが組立、縫製といった川下の部分である。これは、企業が製品の生産工程のうち、労

働集約的な部分をベトナムの安価な労働力を利用して分担しているということを意味している。しかし、前述のようにサポーティング・インダストリーが未成熟なベトナムにおいて、企業は原材料や部品、資本財などを海外から調達せざるを得ない。海外から部品や資本財を調達するコストをかけてでもベトナムで組立・縫製などを行うメリットは、安価な労働力の存在と、7500万人にのぼる人口が、将来の一大マーケットになり得るという期待である。

実際、すでに繊維や家電などの分野において、ベトナムはアジアにおける分業ネットワークのなかに組み込まれはじめている。これを、繊維産業を例に見てみよう。ベトナムの貿易統計は、貿易相手国と輸出入品目が同時に把握できる統計が存在していないため、ここでは石田<sup>(23)</sup>にならい、ベトナムの貿易相手国側の統計を用いて、ベトナムの貿易構造を明らかにする。

まず、ベトナムの主要貿易相手国は、アジアにおける日本、中国、香港、韓国、ASEAN 5カ国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）、および豪州<sup>(24)</sup>である<sup>(25)</sup>。ベトナムの輸出入に占めるこれら10カ国の割合は、相手国別・品目別貿易統計（UN, *Commodity Trade Statistics*）が入手できる最新年である1994年において、輸出が64.1%、輸入が58.4%と、6割前後がこれら10カ国に集中している。これら10カ国の対ベトナム輸出入を合計することによって作成した数値が、表4である。

同表から判明することは、ベトナムは「織物用繊維」（SITC26）、「紡織用繊維の糸、織物および繊維製品」（SITC65）といった原材料を輸入するとともに、ミシンや裁断機、検針用機械（貿易分類では、「産業用機械」<SITC72>のなかの「繊維用機械および皮革用機械ならびにこれらの部分品」<SITC724>に含まれる）などの資本財を輸入し、完成品である「衣類およびその附属品」（SITC84）を輸出しているという姿が明確にみてとれる。特に、アジア10カ国向けについてみると、「衣類およびその附属品」の輸出額は、製造業品全体（SITC5～8の合計）の輸出の半分以上を占めている。また、ASEAN諸国との貿易をみても、アジア10カ国ほど顕著ではないものの、同様の結果がみてとれる。

表4 ベトナムの品目別貿易構造（1994年）

(単位：1,000米ドル)

SITC	品目名称	ベトナムの輸出		ベトナムの輸入	
		アジア10カ国	ASEAN5	アジア10カ国	ASEAN5
26	織物用繊維	3,621	2,060	49,037	5,928
SITC5小計	化学工業の生産品	8,341	3,588	646,507	355,759
51	有機化学品	2,482	516	93,152	58,299
52	無機化学品	0	0	26,631	9,004
53	染料、なめし剤および染色剤	171	171	34,738	24,800
54	医薬品	172	0	57,110	23,538
55	製油、香料、化粧品、洗剤およびみがき料	2,139	1,786	30,222	15,360
56	肥料	290	142	182,221	137,195
57	火薬類および加工品	1,410	0	150,179	49,149
58	人造樹脂、人造プラスチック、セルロースエスティルおよびセルロースエーテル	0	0	25,700	13,736
59	その他の化学工業生産品	1,054	708	46,236	24,544
SITC6小計	原料別製品	127,211	25,739	990,930	314,345
61	革、革製品および毛皮	300	0	13,287	204
62	ゴム製品	1,220	286	31,731	17,076
63	コルクおよび木製品	14,269	1,549	5,838	4,495
64	紙、板紙およびこれらの製品ならびに製紙用パルプの製品	2,615	771	52,355	35,054
65	紡織用繊維の糸、織物および繊維製品	78,113	2,831	417,414	91,689
66	その他の非金属鉱物製品	5,139	1,186	97,136	52,542
67	鉄鋼	1,138	188	218,963	46,753
68	非鉄金属	18,485	16,417	52,960	11,873
69	その他の金属製品	4,571	2,151	100,746	54,370
SITC7小計	機械類および輸送機器類	36,827	11,180	1,272,538	551,487
71	原動機	1,321	1,321	70,629	29,978
72	産業機器類	9,742	5,038	253,793	104,343
73	金属加工機械	0	0	17,043	4,194
74	その他の一般工業用機械およびその部分品	2,966	761	171,687	93,875
75	事務用機器および自動データ処理機械	509	397	47,446	37,793
76	通信機器、録音および音声再生装置	3,941	1,305	223,274	86,935
77	電気機器およびその部分品	8,080	1,098	163,214	78,065
78	道路走行車両	8,833	585	294,772	90,852
79	その他の輸送機器	493	367	30,288	25,223
SITC8小計	雑製品	391,757	24,041	221,918	88,914
81	衛生用品、配管工事関係品、暖房機具および照明器具	137	137	16,202	6,184
82	家具およびその部分品	26,599	2,863	12,255	10,319
83	旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する製品	26,799	1,287	264	264
84	衣類およびその附属品	297,886	12,469	22,291	4,397
85	履き物	16,738	2,058	14,665	1,985
87	光学機器、医療用機器、計測機器および制御装置	2,451	2,451	41,435	21,810
88	写真用機器、その他の工学用品および時計	678	0	25,820	15,942
89	その他の雑製品	19,924	2,422	88,621	27,787
製造業品計		564,136	64,548	2,596,298	1,310,505
合 計		2,599,000	795,000	3,402,000	1,569,000

(注) アジア10カ国は、日本、中国、韓国、香港、ASEAN5、豪州。ASEAN5は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ。製造業品計は、SITC5-8の合計。

(出所) UN, Commodity Trade Statistics, various issues より作成。

以上の結果から、繊維製品に関してはベトナムはアジアおよびASEANという地域において、すでに分業体制の川下部分に明確に位置づけられていることがわかる。統計を入手できる最新年が1994年であるということを考慮すると、この傾向は近年ますます進展し、家電をはじめとする電気製品などにも及んでいるものと考えられる<sup>(26)</sup>。

こうした分業ネットワークの確立に最も大きく寄与しているのは、ベトナムに投資を行った外資系企業である。表5にあるように、在ベトナム外資系企業のベトナム全体の輸出入に占める割合は急速に拡大しており、1995年において、すでにベトナムの輸出入のそれぞれ8.1%，18.0%を占めるにいたっている。さらにベトナムでは、外国企業の直接投資だけでなく、ベトナム国営企業に対する委託生産方式による分業も進んでいる。外国企業から資本財や部品・原材料の提供を受けるとともに、品質管理のための技術者を受け入れ、一方労働者の管理や生産計画の立案・管理は国営企業サイドに任せる委託生産方式は、外国企業が煩雑な投資認可手続きを経る必要がなく、また国営企業であるため、外資系企業と比較して非常に安価な人件費によって生産が可能であるというメリットを有している。それゆえ、表5における「中央政府」、「地方政府」に分類される部分にも、委託生産方式によるアジアの分業体制の一翼を担う輸出入が、一定規模で含まれているものと考えられる。

表5 ベトナムにおける形態別輸出入額の推移

(単位：100万米ドル)

	企業管理形態	1990	1991	1992	1993	1994	1995
輸出	中央 政府	1,700.4	1,326.8	1,574.9	1,716.2	1,945.8	2,531.2
	地方 政府	703.6	760.3	1,005.8	1,269.0	1,947.4	2,477.6
	合 計	2,404.0	2,087.1	2,580.7	2,985.2	4,054.3	5,448.9
輸入	中央 政府	2,194.6	1,639.5	1,515.8	2,316.7	3,111.0	3,475.4
	地方 政府	557.8	698.6	1,025.0	1,607.3	2,114.3	3,211.9
	合 計	2,752.4	2,338.1	2,540.8	3,924.0	5,825.8	8,155.4

(出所) 表3と同じ。

## 2. ベトナム経済の目指すべき方向性

アジア通貨危機によってASEAN諸国が学んだことは、域内各国が協力して分業を促進し、外国企業の投資を引きつけるということが経済発展においてきわめて重要であるということであった。AFTAによる関税引下げを促進することや、ASEAN産業協力（ASEAN Industrial Cooperation : AICO）スキーム<sup>(27)</sup>の導入は、企業の最適生産・最適立地を促す効果を有している<sup>(28)</sup>。その意味でベトナムは、こうしたフレームワークを活用しながら、ASEANにおける分業ネットワークのなかに自らの役割を明確に位置づける必要がある。ベトナム政府のなかには、ASEANの分業フレームワークに参加することは、ベトナムを労働集約的な組立拠点としての役割に特化させ、それゆえ、ハイテクなど付加価値の高い分野への投資を阻害すると指摘する向きもある。しかし、現在のベトナムの比較優位は、安価な労働力を用いた家電製品等の組立や縫製などといった川下分野であることを認識し、長期的な視点から技術移転、サポーティング・インダストリーの育成に励むべきである。現在、賃金が急速なスピードで上昇していることを考慮すると、労働者の職業訓練教育や、外資系企業で働くことを通じた技術移転を促進しなければ、賃金だけ高く、技術は何も残らない「抜け殻」となってしまい、外国企業はすぐさま別の投資先を探してベトナムから飛び出してしまうことになりかねない。

最近ベトナム政府は、国内の地域格差是正を目的に、2000年までに全国に100カ所の輸出加工区・工業団地を建設する計画を発表した<sup>(29)</sup>。この計画の背景には、1990年代前半の高度経済成長の時期において、ホーチミン市をはじめとする先進工業地域と、後進農業地域との間の地域格差が拡大したということがある。ベトナム政府が計画している輸出加工区・工業団地は、国家が運営するものと、外国との合弁による民間資金によって運営する形態のものに分けられるであろうが、現在のアジアの経済環境を考慮すると、BOTや

BOOといった民活方式を含めて、外国からの投資を多く期待することは現実的ではない。その場合、100カ所のうちの多くを国家の資金によって運営しなければならない可能性が高い。そうなると、限られた資本を分散させなければならず、個々の工業団地の整備が不十分となるおそれがある。

現時点ではむしろ、既存の輸出加工区や工業団地におけるインフラ整備を進め、効率的な資金配分を行っていくべきである。特にASEAN諸国との分業を視野に入れ、港湾設備の整備など、アジア分業ネットワークの構築をサポートする分野へ集中投資を行うことが、ベトナム経済の目指すべき方向を正しく位置づけるための緊急の課題である。限られた資本を、アジア分業ネットワーク参加のために、いかに効率的に配分できるかが、ベトナムの経済成長の鍵となっている。

(1) ベトナムのASEAN加盟に関する政治的側面からの分析については、西原正、ジェームス・W・モーリー編『台頭するベトナム——日米はどう関わるか』中央公論社、1996年の第7章、ドナルド・S・ザゴリア「ASEAN加盟の功罪」や、古田元夫『ベトナムの現在』講談社現代新書、1996年、特に第6章「ベトナムのASEAN加盟」などを参照されたい。

(2) ベトナムに対する外国直接投資は、1988年の外国投資法の制定によって開始されるが、投資額が拡大するのは90年代に入ってからである。

(3) 本章では、統計数値の制約などから、「ASEAN」に含まれる国の中を以下のように定義する。

	ASEAN4	ASEAN5	ASEAN6	ASEAN7	ASEAN9	ベトナム を除く ASEAN9	ASEAN10	ASEAN加盟
ブルネイ			○	○	○	○	○	1984年1月
インドネシア	○	○	○	○	○	○	○	1967年8月(原加盟国)
マレーシア	○	○	○	○	○	○	○	1967年8月(原加盟国)
フィリピン	○	○	○	○	○	○	○	1967年8月(原加盟国)
シンガポール		○	○	○	○	○	○	1967年8月(原加盟国)
タイ	○	○	○	○	○	○	○	1967年8月(原加盟国)
ベトナム				○	○	○	○	1995年7月
ラオス					○	○	○	1997年7月
ミャンマー					○	○	○	1997年7月
カンボジア						○	○	1998年中に加盟予定

- (4) この1人当たりGDPの数値は、ADB, *Key Indicators of Developing Asian and Pacific Countries 1997*に記載されているベトナム・ドン建てのGDPを、1996年末の対ドル為替レートによってドル換算したものであるが、他の統計では、もう少し低めになっている。例えば、World Bank, *World Development Report 1997*では、ベトナムの1人当たりGNPは240ドルとなっている。
- (5) ASEAN Secretariat, *Joint Press Statement: The Eleventh AFTA Council Meeting*, 15 Oct. 1997, Subang Jaya, Malaysia.
- (6) IMF, *Direction of Trade Statistics Yearbook 1997*.
- (7) 例えば、筆者が実施した1998年1月19日におけるタイ投資委員会（Board of Investment）のInvestment Promotion Officer, Mr. Sopon Racharugsaに対するインタビューによる。
- (8) 例えば、1996年12月のWTO総会における情報技術協定（Information Technology Agreement : ITA）交渉において、情報通信分野の製品の関税を2000年までに自由化することに関し、当初インドネシアとシンガポールが賛成したが、マレーシア、フィリピン、タイは反対するなど（これら3カ国は後に賛成に回った）、必ずしもASEAN諸国は一枚岩ではない。
- (9) ASEAN 6 諸国は、2003年までに域内関税率を0～5%に引き下げなければならず、ベトナムはこれと比較して3年の猶予がある。
- (10) ベトナム税務総局のゴー・ディン・クアン (Ngo Dinh Quang) と情報工学研究所のグエン・ティエン・ズン (Nguyen Tien Dung) による「ベトナムにおける税制改革」("Tax Reforms in Vietnam," *Vietnam's Socio-Economic Development*, Institute of Economics-National Center for Social and Human Science, No. 10, Summer 1997) によると、1995年におけるベトナムの税収の34%が輸出入関税によるものであり、そのウエイトは年々増加の傾向にある。同論文の邦訳については、日本・ベトナム交流センターのホームページ (<http://www.asahi-net.or.jp/~qj5a-sgrf/vncenter/indev.html>) を参照されたい。
- (11) 1996年1月にベトナムがAFTAに参加した時点では、ベトナムが公表した2218品目のうち、共通実効特惠関税（CEPT）制度の対象リストに掲げられた品目は、すでに関税率が0～5%の範囲にある857品目（全体の38.6%）にすぎない。一次除外リストに含められた1189品目についても、99年1月から段階的にCEPT対象品目に移行させ、2006年1月までに関税率の引下げを行わなければならないことになっている。ASEAN Secretariat, *AFTA Reader*, Volume IV, Sept. 1996を参照のこと。
- (12) こうした制約に対して、ASEAN諸国は1998年2月に、マレーシアのマハティール首相の提唱により、ASEAN域内における貿易決済通貨として、ASEAN通貨の使用を推進することで合意している。

- (13) 通貨をドルに対して安定させることについては、経済成長を維持するにあたっていくつかのメリットを指摘することができる。逆にこれを通貨が切り下がることによるデメリットという側面から見てみると、第1に、通貨がドルに対して切り下がると、開発のための資材や耐久消費財を外国からの輸入に頼っている途上国では、輸入インフレが高進し、国民生活に甚大な被害を与えることとなる。事実、1997年前半まで建設ラッシュが続いていたタイ・バンコクでは、為替レートの切下げにより、鉄鋼をはじめとする建設資材が大幅に値上がりし、建築請負業者が違約金を払ってでも建設をストップさせたほうが、高い輸入資材を購入して建設を継続するよりも被害が小さいという事態が生じた。第2に、通貨が切り下がると、進出した外国企業が利益を本国に送金する場合、ドル表示での利益が小さくなってしまう。このことは、安価な人件費を活用するために進出したメリットを減じてしまい、ひいては外資の流入を妨げることにつながる。
- (14) 『日本経済新聞』1998年1月17日。ここ1~2年の間はすでに認可を受けたプロジェクトの実行があると考えられるが、認可を受けたプロジェクトをキャンセルする企業も現われはじめている。
- (15) ベトナムで最も成功しているホーチミン市のタン・トゥアン輸出加工区でさえも、第2期開発分の区画が思うように販売できず、ヘクタール当たり土地使用料(50年間)は2万5000ドルまで下がっている(1997年11月の現地調査における、ベトナム工業省次官、グエン・スアン・チュアン〈Nguyen Xuan Chuan〉の作成資料による)。
- (16) 実際、密輸の摘発件数は、通貨危機が発生した1997年7月以降に大幅に拡大している(『日本経済新聞』1997年11月3日)。
- (17) U Win Myint, "Industrial Parks & Free Zones," Department of Human Settlement and Housing Development, Technology Myanmar 1997 Conference, 28, 29 Oct. 1997を参照されたい。
- (18) ベトナムのASEAN加盟にあたっては、ベトナムが1986年以降に对外開放を進め、周辺諸国との関係構築に積極的となったことが一つの要因としてあげられるが、一方で、ASEAN諸国にとって政治的・経済的に驚異となっていた中国へ対抗するためにベトナムをASEANメンバーとして受け入れたという色彩が強い。ASEAN6諸国にとって、ベトナムは南沙(スプラトリー)諸島の領有権問題などで中国に対する対抗勢力として協調できる仲間と考えられていたのであって、ベトナムを「積極的に受け入れたい隣人」と考える意識は低かったように思われる。
- (19) 筆者が実施した、1997年11月26日の、タン・トゥアン輸出加工区に入居する日系企業に対するインタビュー調査による。
- (20) ベトナムでは、労働者の地域間移動が自由化されたといわれているものの、

依然として地域社会の慣習などにより、移動が困難な状況にあるものと考えられる。これに対し、すでに中国は都市部の人口が3割に達しており、農村部における生産性上昇が伴わなければ、農村から都市部への労働移動が困難となるであろうと考えられている。

- (21) なお、ベトナム政府が1998年1月22日に発表した政府決定10/1998/ND-CP（2月10日施行）において、輸出比率が80%以上の企業の投資認可審査期間が45日から15日に短縮されるなど、外国投資法の一部改正がみられた（日本貿易振興会『通商広報』1998年2月16日を参照）。これは、アジア諸国の通貨危機によって外国企業のベトナム投資が急減したことに対する対応であるとの見方もあるが、ベトナム投資にあたり、投資認可手続きの煩雑さが大きな障害となっているという悪評が広く伝わりはじめていることに対するベトナム政府の危機意識の現われであるとも考えられる。
- (22) 通貨危機によりベトナム投資が急減はじめた後も、ベトナムに対しては多くの投資ミッションが派遣されている。しかし、その大半は実際の投資に結びついていない。これは、ベトナムの煩雑な投資認可手続きに対する警戒感が依然として強いためであると考えられるが、その結果、ベトナム政府もミッションに対する期待が薄れてきており、対応がおざなりになってきている。そうした点も、投資家の投資意欲をさらに減退させてしまい、悪循環を引き起こしている。
- (23) 石田雅之「アジア工程間分業体制におけるベトナムの位置づけ」（竹内郁雄・村野勉編『ベトナムの市場経済化と経済開発』アジア経済研究所、1996年）、第3節を参照されたい。
- (24) 豪州は通常アジアに含めず、「オセアニア」と分類することが一般的であるが、地理的にもベトナムからさほど離れておらず、対ベトナム投資額も上位に位置しているため、ここでは豪州をアジアの国としてカウントしている。事実、豪州はASEANの対話国の一つであり、アジア志向の姿勢を明確に打ち出している。
- (25) 台湾はベトナムの輸出入のそれぞれ5.4%、6.8%を占める主要な貿易相手国であるが、ここでは他の10カ国と同様の標準国際貿易分類（Standard International Trade Classification : SITC）による品目別・相手国別貿易統計が入手できないため、対象から外している。
- (26) ただし家電製品に関しては、輸出向けよりもベトナム国内市場向けの生産を主体としている企業が多く、完成品輸出の部分では繊維ほど明確な傾向は現われていないことが予想される。
- (27) 2カ国以上のASEAN諸国に進出する企業が同一企業間で輸出入を行う際にかぎり、AFTAに先行して0～5%に引き下げた関税率の適用を受けることができる。少なくともASEAN資本が30%以上の合弁企業でなければならないこ

- となど、いくつかの制約がある。
- (28) ベトナムの場合、土地の手配、投資認可手続きの迅速化、現地情報の入手などの必要性から、外資系企業の多くは国営企業との合弁の形で進出しているが、AICOのスキームは現地企業との合弁企業でなければならず（現地側出資比率30%以上の企業が対象）、これが逆にベトナムに進出した企業がAICOスキームを活用しやすい結果となっている。
- (29) 注(15)の資料と同じ。